

# 地域計画策定の取組について

2024/11/19 農業政策課・農業委員会事務局

## 報告事項

### 地域農業の課題

高齢化

人口減少

農業者の減少  
遊休農地が拡大等

国においては、農地を利用しやすくなるよう、農地の集約化等の取組みを加速化することを喫緊の課題としている。

### 「地域計画」の法定化

課題解決のため「農業経営基盤強化促進法」の改正法が施行（令和5年4月1日）

市町村は、令和7年3月末までに市街化区域を除く全農地等で「地域計画」を策定することが求められた。

### 「地域計画」について

地域農業の将来の在り方や農地利用に関する目標等を定めた計画

「地域計画」 = 計画書 + 目標地図

#### 【策定のメリット】

- ① 農地を次の世代に引き継ぐ
- ② 地域で農業を守っていく
- ③ 補助事業等を利用しやすくなる

※国は「地域計画」策定地区に施策を集中

### 本市のこれまでの取組み

#### 策定方針

令和4年度から、旧市町村境界を参考に市内を14地区に分け、計画どおり進めており、今年度中に策定予定。

#### 推進チーム会議

円滑な策定を目指し、関係機関（県・農業委員会・JA・土地改良区等）と協議（累計28回開催）を重ね、説明資料等を作成・事業の周知。※市独自

#### 協議の場 (地域の話合い)

- ・「協議の場」を37回開催し、延べ1,657名が参加。
- ・今まで策定した「人・農地プラン」を参考に協議。
- ・「協議の場」で頂いた地域の意見をベースに、計画書は農業政策課が作成、目標地図は農業委員会で作成。
- ・地域農業の担い手である「農業を担う者」を話し合いにより決定。

#### 農業を担う者へ周知

- ・「農業を担う者」を約1,000名位置付けし、郵送にて周知。
- ・「農業を担う者」へ「地域計画」の確認を依頼

### 今年度のスケジュール案

11月

「地域計画」の縦覧

内容の事前確認  
※より地域の意見を反映するため  
※市独自

関係機関の意見聴取

連携して進めているJA等の意見も反映  
※法令手続き

1月

「地域計画」案の公告

案の最終確認  
※2週間縦覧  
※市HPでも公開  
※法令手続き

2月

「地域計画」の策定

地域計画の完成  
※法令手続き

令和7年度以降も毎年「協議の場」を開催し、農業者を支援する。